

技第 482 号
令和5年3月30日

一般社団法人 岡山県建設業協会
会長 荒木 雷太 様

岡山県土木部長

遠隔臨場に関する試行について（通知）

平素から土木行政の推進につきましては、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

このことについて、受注者における「段階確認等に伴う手待ち時間の削減」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、県土木部が発注する工事及び業務において遠隔臨場を試行することとし、次のとおり「遠隔臨場に関する試行要領（案）」及び「遠隔臨場に関する監督・検査試行要領（案）」を策定いたしましたので、会員各位へ周知のほどよろしくお願いいたします。

記

1 遠隔臨場について

遠隔臨場とは、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地から Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」、「立会」及び「打合せ」を行うことをいう。

2 遠隔臨場に関する試行要領の概要

（1）試行対象工事及び対象業務

県土木部が発注する全ての工事及び業務を対象とし、受注者が希望する場合に遠隔臨場を適用できるものとするが、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率的な確認になってしまうおそれのある確認事項については、対象としない。

（2）遠隔臨場の実施判断

契約締結後、受発注者の協議により実施するか否かを決定する。

（3）費用の計上

遠隔臨場にかかる費用については、別途計上しないものとする。

3 適用日

令和5年4月1日以降入札公告、指名通知又は随意契約のための見積書徴取を行う工事及び業務から適用する。ただし、適用日以前の工事及び業務であっても、受発注者協議により、適用できるものとする。

4 要領

別添のとおり

5 問い合わせ先

土木部技術管理課技術指導班 八木

TEL：086-226-7460